

食品表示検定 中級 試験問題例
(第20回試験問題より抜粋)

2020年2月
一般社団法人食品表示検定協会

【準拠テキスト】 第20回の中級試験は、2019年1月に発行された改訂6版認定テキスト・中級に準拠した問題が出題されました。

※解説欄の出所ページは改訂6版中級テキストのページを示しています。

【問題例 1】 次の文章の[ア]、[イ]の部分にあてはまる最も適切な語句を、次の①～③の中からそれぞれ1つ選んでください。

食品表示基準では、酒類の必要表示事項は、「品目」「[ア]」「内容量」「遺伝子組換え食品に関する事項」等であり、「原材料名」「[イ]」「原産国名」の表示義務はない。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ア. ① 添加物
② 消費期限又は賞味期限
③ 保存の方法 | イ. ① 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
② L-フェニルアラニン化合物を含む旨
③ アレルゲン |
|-------------------------------------|---|

【問題例 2】 「食品の表示」に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選んでください。

- ① 生鮮食品の原産地表示については、農産物、畜産物、水産物に分けて表示方法が定められている。
- ② カットしたフロリダ産と南アフリカ産のグレープフルーツの盛り合わせには、加工食品の表示が必要である。
- ③ マグロとハマチの刺身盛り合わせには、加工食品の表示が必要である。
- ④ しいたけには、栽培方法の表示が必要である。

【問題例 3】 「のり」の原料原産地表示が必要なものを、次の①～④の中から1つ選んでください。

- ① のり弁当
- ② のり巻きといなりずしのセット
- ③ のりを巻いた鮭おにぎりとたくあんのセット
- ④ のりを巻いた鮭おにぎりとのりを巻いた梅干おにぎりのセット

【問題例 4】 次の豆腐の表示例の中で、最も不適切な表示部分を①～④の中から1つ選んでください。

	名称	絹ごし豆腐
① ⇒	原材料名	丸大豆(国産)／にがり
② ⇒	内容量	1丁
③ ⇒	消費期限	2019. 11. 19
④ ⇒	保存方法	要冷蔵(10℃以下)で保存してください。
	製造者	株式会社〇〇豆腐店 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

..... < 正答と解説 >

【問題例 1】正答[ア]: ①、正答[イ]: ③

解説:酒類には、主に食品表示法及び酒類業組合法により必要な表示事項が定められていますが、そのうちの食品表示基準による表示事項は何かを問う問題です。

出所:認定テキスト・中級 P336～337 「5-11 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の解説」

【問題例 2】正答: ②

解説:一定の作為は加えるが「加工」には至らない「調整」の例として、産地や部位が異なるが同種の農畜水産物を切断して容器包装することがあげられます。この場合は、生鮮食品としての表示が必要になります。

出所:認定テキスト・中級 P33 「2-1 生鮮食品の表示の原則」

【問題例 3】正答: ④

解説:2017年の食品表示基準の改正で、おにぎりの「のり」の原料原産地表示が必要になりました。1つずつフィルムなどで包装したおにぎりの他、おにぎりだけを容器包装に入れたものが対象となります。一方おかずに相当する他の食材と組み合わせたものや、巻きずしは対象外です。

出所:認定テキスト・中級 P87 「3-5 原料原産地名の表示について」

【問題例 4】正答: ①

解説:豆腐を凝固させる添加物には複数ありますが、「塩化マグネシウム」、「粗製海水塩化マグネシウム」を使用した場合は、「塩化マグネシウム(にがり)」のように物質名に括弧を付してにがりの文字を付記できます。ただし、「にがり」と単独で表示することはできません。

出所:認定テキスト・中級 P122 「4-1-4 豆腐・納豆」